

初診時・再診時の 選定療養費について

選定療養費とは

健康保険法（厚生労働省）により、「初期の診療は地域の医院・診療所で、高度・専門医療は病院でおこなう」という、医療機関の機能分化と医療連携を推進するために定められた制度です。限られた医療資源の有効活用、大病院の混雑緩和など、医療の合理化をはかることを目的としています。

この制度に基づき、当院では初診時・再診時の選定療養費を下記のとりの料金として、別途、ご負担いただきます。

何卒、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

■ 初診時選定療養費 … 7,700 円（税込）

初診時に他の医療機関からの紹介状をお持ちでない患者さんには、通常の初診料などの医療費とは別に、上記金額をご負担いただいています。

■ 再診時選定療養費 … 3,300 円（税込）

症状が安定し、当院が他の医療機関に対して、文書による紹介をおこなう旨の申出をおこなったにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合に、通常の医療費とは別に、上記金額をご負担いただいています。

※下記の場合、選定療養費のお支払いが不要となります

- 他の医療機関からの紹介状をお持ちの場合
- 緊急を要すると判断した救急受診の場合
- 公費負担医療対象の場合 など

※乳幼児医療、こども医療、ひとり親家庭医療は選定療養費の対象となります。



選定療養費のQ & A

Q

初診とはどのような場合ですか？

A

「当院を初めて受診する場合」、「過去に受診歴があるが、すでに治療が終了している場合・自己都合により中断した後に受診した場合」などが挙げられます。

Q

紹介状がない場合、病院は受診できませんか？

A

紹介状がなくても受診は可能ですが、初診の場合「初診時選定療養費」をお支払いいただきます。そのため、かかりつけ医からの紹介状を持参していただきますようお願いいたします。

Q

担当医から一定の期間経過後の受診を指示された場合、「初診時選定療養費」はかかりますか？

A

医師からの指示のもと受診日を予約している場合、受診の期間に関わらず「初診時選定療養費」のお支払いはございません。

Q

後日紹介状を持参した場合、選定療養費は免除されますか？

A

紹介状は初診の診察時に持参していただく必要があります。診察後に持参された場合、免除はございません。

Q

病院の診察券を持っても選定療養費はかかりますか？

A

すでに当院で治療が終了している場合、紹介状がない方はかかります。